

笠松町自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、笠松町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は笠松町会館内に置き、事務連絡などは町内会長宅に定める。

（目的）

第3条 本会は住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（活動の内容）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を積極的に推進する。

- ① 消火・防災知識の収集・普及・啓発
- ② 災害危険個所の把握
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 災害時要援護者救助対策
- ⑤ 防災資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 災害時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等の応急対策
- ⑦ その他本会の目的を達成する為に必要な事項

（会員）

第5条 本会は、笠松町内に居住する者をもって構成する。

（役員の選任）

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 総務 1名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 防災委員 数名（防災士）
- ⑥ 区長 各1名（町内会区長が兼務）

2. 役員は、会長が指名した者とする。

3. 役員の任期は、1年とする。ただし再任することができる。

（役員の任務）

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し、災害時における応急活動の指揮を行う。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 総務は本会の事務を処理し、各組織間の連絡調整を行う。

4. 会計は本会の財務を担当する。

5. 防災委員、区長は、住民に対し防災に関する啓発活動や防災活動、更に災害時には住民の避難・誘導、消火・救出・救護、給食・給水活動を行う。

（班長の任務）

第8条 班長は防災役員の活動を支援し、補佐する。

（会議の種別）

第9条 この会に防災委員会、役員会、定期総会の会議を置く。

2. 防災委員会は区長を除く役員で構成し、次の事項を審議する。

① 役員会に提出すべき案件の審議。

② そのほか防災委員会がとくに必要と認めたこと。

3. 役員会は、第7条に掲げる役員をもって構成し、次の事項を審議する。

① 規約の改正に関すること。

② 防災計画の作成及び改正に関すること。

③ 活動計画に関すること。

④ 予算及び決算に関すること。

⑤ 定期総会に提出すべき案件の審議。

⑥ その他、役員会が特に必要と認めたこと。

4. 定期総会は年一回開催し、第7条に掲げる役員ならびに班長を持って構成し、次の事項を審議する。

① 本会の活動報告

② 会計報告

③ 活動計画（案）

④ 会計予算（案）

⑤ その他定期総会において必要と認める事項

5. 会議の議決は、出席者の半数以上をもって成立する。但し出席できない場合委任状の提出により出席の数に加えられる。

(顧問等)

第10条 本会は、活動の実施にあたり専門的なアドバイスをうけるため、顧問又は専門員を置くことが出来る。

(市との連携)

第11条 本会の活動にあたっては常に市と連携し、情報の入手や意見交換等を行っていくこととする。

(防災計画の作成等)

第12条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は次の事項について定める。

- ① 自主防災組織の編成及び役割分担に関すること。
- ② 防災知識の普及・啓発に関すること。
- ③ 災害危険個所の把握に関すること。
- ④ 防災訓練に関すること。
- ⑤ 災害時における情報の伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、他組織との連携及び防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
- ⑥ その他必要な事項

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、町内会の助成金・市補助金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2. 本会の会計監査は、町内会の会計監査が兼務することとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は町会則に準じる。

(その他)

第15条 この規約に定めていない事項については、役員会で協議して定める。

付 則

この規約は、決議の日より施行する。

1. 平成25年4月27日制定
2. 平成27年4月1日改定
3. 令和7年4月25日改定